

令和7年度 第1回 木更津市地域公共交通活性化協議会

次 第

日時：令和7年5月21日（水）

午後3時00分

場所：木更津市役所駅前庁舎

防災室・会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 路線バス「太田循環線」の延伸について
 - (2) 路線バス「三井アウトレット線」のダイヤ改正について
 - (3) 交通不便地域への新たな交通システム導入に関する協議状況について
- 4 議題
 - (1) 令和6年度事業報告及び収支決算について
 - (2) 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - (3) 木更津市地域公共交通計画の変更について
 - (4) 自家用有償旅客運送の有効期間の更新について
 - (5) 令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について
 - (6) 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
- 5 その他
- 6 閉会

配布資料

- ◇次第
- ◇席次表
- ◇委員名簿
- ◇木更津市地域公共交通活性化協議会規約
- ◇資料1：路線バス「太田循環線」の延伸について
- ◇資料2：路線バス「三井アウトレット線」のダイヤ改正について
- ◇資料3：交通不便地域への新たな交通システム導入に関する協議状況について
- ◇資料4：令和6年度事業報告及び収支決算について
- ◇資料5：令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ◇資料6：木更津市地域公共交通計画の変更について
- ◇資料7：自家用有償旅客運送の有効期間の更新について
- ◇資料8：令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について
- ◇資料9：令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

令和7年度 第1回木更津市地域公共交通活性化協議会 席次表

日時：令和7年5月21日（水）15時00分

場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

日本大学理工学部
交通システム工学科教授
轟 朝幸 委員（会長）

公募委員 石渡 宏 委員		君津土木事務所 調整課長 伊藤 貴夫 委員
日東交通株式会社 運輸部長 高橋 晴樹 委員		富来田地区まちづくり協議会 会長 鍋田 宏 委員
小湊鉄道株式会社 バス部長 深山 宏樹 委員 （代理出席：加藤 啓太 様）		イオンモール木更津 渉外部長 立松 義徳 委員
一般社団法人千葉県タクシー協会 南房支部長 手塚 真一 委員		木更津市議会 交通政策特別委員会 委員長 神蔵 五月 委員
東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター所長 鹿島 良行 委員		木更津市 企画部長 品川 昭和 委員
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官 福浪 新一 委員 （代理出席：菅井 規 様）		木更津市 市民協働部長 鈴木 和代 委員
千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長 伊藤 昌央 委員		木更津市 福祉部長 阿津 直人 委員
木更津警察署 交通課長 住澤 悠太 委員		木更津市 都市整備部長 寺田 巧実 委員
日東交通労働組合 木更津支部副支部長 大澤 一樹 委員		
	事務局	
	○ ○ ○ ○ ○	
	安田次長 鈴木室長 平野係長 深野主任主事 田丸主事	

傍 聴 人 席

木更津市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

※敬称略

区 分	役 職 等	氏 名	備考
市民の代表者 又は地域公共交通の利用者	木更津市区長会連合会 会計	泉 水 廣 己	
	公募委員	石 渡 宏	監査委員
一般乗合旅客自動車運送事業者	日東交通株式会社 運輸部長	高 橋 晴 樹	
	小湊鉄道株式会社 バス部長	深 山 宏 樹	
千葉県バス協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成 田 齊	
千葉県タクシー協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人千葉県タクシー協会 南房支部長 京成タクシーイースト株式会社 南房事業部代表取締役社長	手 塚 真 一	
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター所長	鹿 島 良 行	
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	轟 朝 幸	会 長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長 又はその指名する者	首席運輸企画専門官	福 浪 新 一	
千葉県総合企画部交通計画課長 又はその指名する者	地域公共交通担当課長	伊 藤 昌 央	
木更津警察署長 又はその指名する者	交通課長	住 澤 悠 太	
木更津市長 又はその指名する市職員	企画部長	品 川 昭 和	副会長
	市民協働部長	鈴 木 和 代	
	福祉部長	阿 津 直 人	
	都市整備部長	寺 田 巧 実	監査委員

一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体	日東交通労働組合 木更津支部副支部長	大澤 一 樹	
道路管理者 又はその指名する者	君津土木事務所 調整課長	伊 藤 貴 夫	
自家用有償旅客運送者 (福祉有償運送を行う者を除く。)	富来田地区まちづくり協議会 会長	鴫 田 宏	
会長が協議会の運営上必要と認めた者	イオンモール木更津 渉外部長	立 松 義 徳	
	三井アウトレットパーク木更津 所長	藤 井 裕	
	木更津市議会 交通政策特別委員会 委員長	神 蔵 五 月	

(規約第7条第2項記載順)

木更津市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号。第12条において「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。

(名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 木更津市地域公共交通活性化協議会
- (2) 事務所の位置 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号木更津市役所駅前庁舎内（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
 - (2) 計画の実施に関する事項
 - (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと
- (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第5条 会長は第7条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長及び監査委員)

第6条 副会長及び監査委員は、第7条に規定する委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を

代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
 - (5) 鉄道事業者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
 - (9) 木更津警察署長又はその指名する者
 - (10) 木更津市長又はその指名する者
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 道路管理者又はその指名する者
 - (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。）
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者
- (委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を召集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第12条 第3条第4号に掲げる事項についての協議は、法第9条4項に規定する者をもって組織する運賃協議分科会において行う。

2 運賃協議分科会の会長は、第7条第2項第10号の委員をもってあてる。

3 運賃協議分科会の会長は、運賃協議分科会を開催するときは事前に協議会へ通知するものとし、運賃協議分科会において決議を行ったときは速やかに協議会へ報告するものとする

4 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、木更津市企画部地域政策室に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年10月22日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、最初に就任された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年10月27日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成28年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月18日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成29年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和４年４月１８日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和５年７月７日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和６年１月３０日から施行する。

路線バス「太田循環線」の延伸について

資料 1

A回り 太田循環線時刻表

◆太田循環線(A回り):木更津駅東口→木更津総合高校→アビタ木更津店→請西小学校→木更津総合高校→木更津駅東口

木更津駅東口	△ 5:50	6:40	7:00	8:10
信金前	△ 5:51	6:41	7:01	8:11
駅前通り	△ 5:52	6:42	7:02	8:12
恋の森	△ 5:54	6:44	7:04	8:14
太田	△ 5:55	6:45	7:05	8:15
東太田郵便局前	△ 5:56	6:46	7:06	8:16
木更津総合高校前	△ 5:58	6:48	7:08	8:18
ほたる野			7:10	8:20
伊豆島			7:11	8:21
アビタ木更津店			7:14	8:24
ほたる野4丁目			7:15	8:25
ほたる野3丁目南			7:16	8:26
ほたる野3丁目北			7:17	8:27
ちばぎん東支店前			7:18	8:28
西の下	↓	↓	7:19	8:29
東太田	△ 5:59	6:49	7:20	8:30
原田大橋	△ 5:59	6:49	7:20	8:30
請西東3丁目	△ 6:01	6:51	7:22	8:32
請西東7丁目東通り	△ 6:02	6:52	7:23	8:33
イオンタウン木更津請西	△ 6:04	6:54	7:25	8:35
請西南	△ 6:05	6:55	7:26	8:36
請西東7丁目西通り	△ 6:07	6:57	7:28	8:38
請西東5丁目	△ 6:08	6:58	7:29	8:39
請西東3丁目	△ 6:10	7:00	7:31	8:41
請西平川	△ 6:13	7:03	7:34	8:44
請西小関	△ 6:14	7:04	7:35	8:45
自動車専門学校	△ 6:15	7:05	7:36	8:46
請西小学校	△ 6:16	7:06	7:37	8:47
太田	△ 6:17	7:07	7:38	8:48
恋の森	△ 6:19	7:09	7:40	8:50
駅前通り	△ 6:20	7:10	7:41	8:51
信金前	△ 6:21	7:11	7:42	8:52
木更津駅東口	△ 6:26	7:16	7:47	8:57

△印は、土日祝日及びお盆(8/13~8/15)、年末年始(12/29~1/3)運休

2025年10月1日より新規系統運行予定

9:45	10:05	11:35	14:35	16:30
9:46	10:06	11:36	14:36	16:31
9:47	10:07	11:37	14:37	16:32
9:49	10:09	11:39	14:39	16:34
9:50	10:10	11:40	14:40	16:35
9:51	10:11	11:41	14:41	16:36
9:53	10:13	11:43	14:43	16:38
9:55	10:15	11:45	14:45	16:40
9:56	10:16	11:46	14:46	16:41
9:59	10:19	11:49	14:49	16:44
10:00	10:20	11:50	14:50	16:45
10:01	10:21	11:51	14:51	16:46
10:02	10:22	11:52	14:52	16:47
10:03	10:23	11:53	14:53	16:48
10:04	10:24	11:54	14:54	16:49
10:05	10:25	11:55	14:55	16:50
10:06	10:26	11:56	14:56	16:51
10:07	10:27	11:57	14:57	16:52
10:08	10:28	11:58	14:58	16:53
10:10	10:30	12:00	15:00	16:55
10:11	10:31	12:01	15:01	16:56
10:13	10:33	12:03	15:03	16:58
10:14	10:34	12:04	15:04	16:59
10:16	10:36	12:06	15:06	17:01
10:19	10:39	12:09	15:09	17:04
10:20	10:40	12:10	15:10	17:05
10:21	10:41	12:11	15:11	17:06
10:22	10:42	12:12	15:12	17:07
10:23	10:43	12:13	15:13	17:08
10:25	10:45	12:15	15:15	17:10
10:26	10:46	12:16	15:16	17:11
10:27	10:47	12:17	15:17	17:12
10:32	10:52	12:22	15:22	17:17

2025年10月1日より

新規系統運行(予定)

木更津駅東口 2024年4月1日改正

18:15	△ 19:15	△ 20:15
18:16	△ 19:16	△ 20:16
18:17	△ 19:17	△ 20:17
18:19	△ 19:19	△ 20:19
18:20	△ 19:20	△ 20:20
18:21	△ 19:21	△ 20:21
18:23	△ 19:23	△ 20:23
18:25	△ 19:25	
18:26	△ 19:26	
18:29	△ 19:29	
18:30	△ 19:30	
18:31	△ 19:31	
18:32	△ 19:32	
18:33	△ 19:33	
18:34	△ 19:34	↓
18:35	△ 19:35	△ 20:24
18:35	△ 19:35	△ 20:24
18:37	△ 19:37	△ 20:26
18:38	△ 19:38	△ 20:27
18:40	△ 19:40	△ 20:29
18:41	△ 19:41	△ 20:30
18:43	△ 19:43	△ 20:32
18:44	△ 19:44	△ 20:33
18:46	△ 19:46	△ 20:35
18:49	△ 19:49	△ 20:38
18:50	△ 19:50	△ 20:39
18:51	△ 19:51	△ 20:40
18:52	△ 19:52	△ 20:41
18:53	△ 19:53	△ 20:42
18:55	△ 19:55	△ 20:44
18:56	△ 19:56	△ 20:45
18:57	△ 19:57	△ 20:46
19:02	△ 20:02	△ 20:51

B回り 太田循環線時刻表

◆太田循環線(B回り):木更津駅東口→請西小学校→木更津総合高校→木更津駅東口

木更津駅東口	6:10	△ 7:30
信金前	6:11	△ 7:31
駅前通り	6:12	△ 7:32
恋の森	6:14	△ 7:34
太田	6:15	△ 7:35
請西小学校	6:16	△ 7:36
自動車専門学校	6:17	△ 7:37
請西小関	6:18	△ 7:38
請西平川	6:20	△ 7:40
請西東3丁目	6:22	△ 7:42
請西東5丁目	6:23	△ 7:43
請西東7丁目西通り	6:24	△ 7:44
請西南	6:26	△ 7:46
イオンタウン木更津請西	6:29	△ 7:49
請西東7丁目東通り	6:30	△ 7:50
請西東3丁目	6:31	△ 7:51
原田大橋	6:32	△ 7:52
東太田	6:33	△ 7:53
ほたる野	6:34	△ 7:54
伊豆島	6:35	△ 7:55
アビタ木更津店	6:38	△ 7:58
ほたる野4丁目	6:39	△ 7:59
ほたる野3丁目南	6:40	△ 8:00
ほたる野3丁目北	6:41	△ 8:01
ちばぎん東支店前	6:42	△ 8:02
木更津総合高校前	6:45	△ 8:05
東太田郵便局前	6:46	△ 8:06
太田	6:47	△ 8:07
恋の森	6:48	△ 8:08
駅前通り	6:50	△ 8:10
信金前	6:51	△ 8:11
木更津駅東口	6:56	△ 8:21

△印は、土日祝日及びお盆(8/13~8/15)、年末年始(12/29~1/3)運休

2025年10月1日より新規系統運行予定

9:00	10:50	12:20	13:45	15:30
9:01	10:51	12:21	13:46	15:31
9:02	10:52	12:22	13:47	15:32
9:04	10:54	12:24	13:49	15:34
9:05	10:55	12:25	13:50	15:35
9:06	10:56	12:26	13:51	15:36
9:07	10:57	12:27	13:52	15:37
9:08	10:58	12:28	13:53	15:38
9:10	11:00	12:30	13:55	15:40
9:12	11:02	12:32	13:57	15:42
9:13	11:03	12:33	13:58	15:43
9:14	11:04	12:34	13:59	15:44
9:16	11:06	12:36	14:01	15:46
9:19	11:09	12:39	14:04	15:49
9:20	11:10	12:40	14:05	15:50
9:21	11:11	12:41	14:06	15:51
9:22	11:12	12:42	14:07	15:52
9:23	11:13	12:43	14:08	15:53
9:24	11:14	12:44	14:09	15:54
9:25	11:15	12:45	14:10	15:55
9:28	11:18	12:48	14:13	15:58
9:29	11:19	12:49	14:14	15:59
9:30	11:20	12:50	14:15	16:00
9:31	11:21	12:51	14:16	16:01
9:32	11:22	12:52	14:17	16:02
9:35	11:25	12:55	14:20	16:05
9:36	11:26	12:56	14:21	16:06
9:37	11:27	12:57	14:22	16:07
9:38	11:28	12:58	14:23	16:08
9:40	11:30	13:00	14:25	16:10
9:41	11:31	13:01	14:26	16:11
9:46	11:36	13:06	14:31	16:16

2025年10月1日より

新規系統運行(予定)

木更津総合高校→木更津駅東口 2024年4月1日改正

17:15	△ 17:40	18:50	19:50	△ 21:05
17:16	△ 17:41	18:51	19:51	△ 21:06
17:17	△ 17:42	18:52	19:52	△ 21:07
17:19	△ 17:44	18:54	19:54	△ 21:09
17:20	△ 17:45	18:55	19:55	△ 21:10
17:21	△ 17:46	18:56	19:56	△ 21:11
17:22	△ 17:47	18:57	19:57	△ 21:12
17:23	△ 17:48	18:58	19:58	△ 21:13
17:25	△ 17:50	19:00	20:00	△ 21:15
17:27	△ 17:52	19:02	20:02	△ 21:17
17:28	△ 17:53	19:03	20:03	△ 21:18
17:29	△ 17:54	19:04	20:04	△ 21:19
17:31	△ 17:56	19:06	20:06	△ 21:21
17:34	△ 17:59	19:09	20:09	△ 21:24
17:35	△ 18:00	19:10	20:10	△ 21:25
17:36	△ 18:01	19:11	20:11	△ 21:26
17:37	△ 18:02	19:12	20:12	△ 21:27
17:38	△ 18:03	19:13	20:13	△ 21:28
17:39	△ 18:04	19:14	20:14	
17:40	△ 18:05	19:15	20:15	
17:43	△ 18:08	19:18	20:18	
17:44	△ 18:09	19:19	20:19	
17:45	△ 18:10	19:20	20:20	
17:46	△ 18:11	19:21	20:21	
17:47	△ 18:12	19:22	20:22	↓
17:50	△ 18:15	19:25	20:25	△ 21:29
17:51	△ 18:16	19:26	20:26	△ 21:30
17:52	△ 18:17	19:27	20:27	△ 21:31
17:53	△ 18:18	19:28	20:28	△ 21:32
17:55	△ 18:20	19:30	20:30	△ 21:33
17:56	△ 18:21	19:31	20:31	△ 21:34
18:01	△ 18:26	19:36	20:36	△ 21:39

太田循環線 既存系統路線図

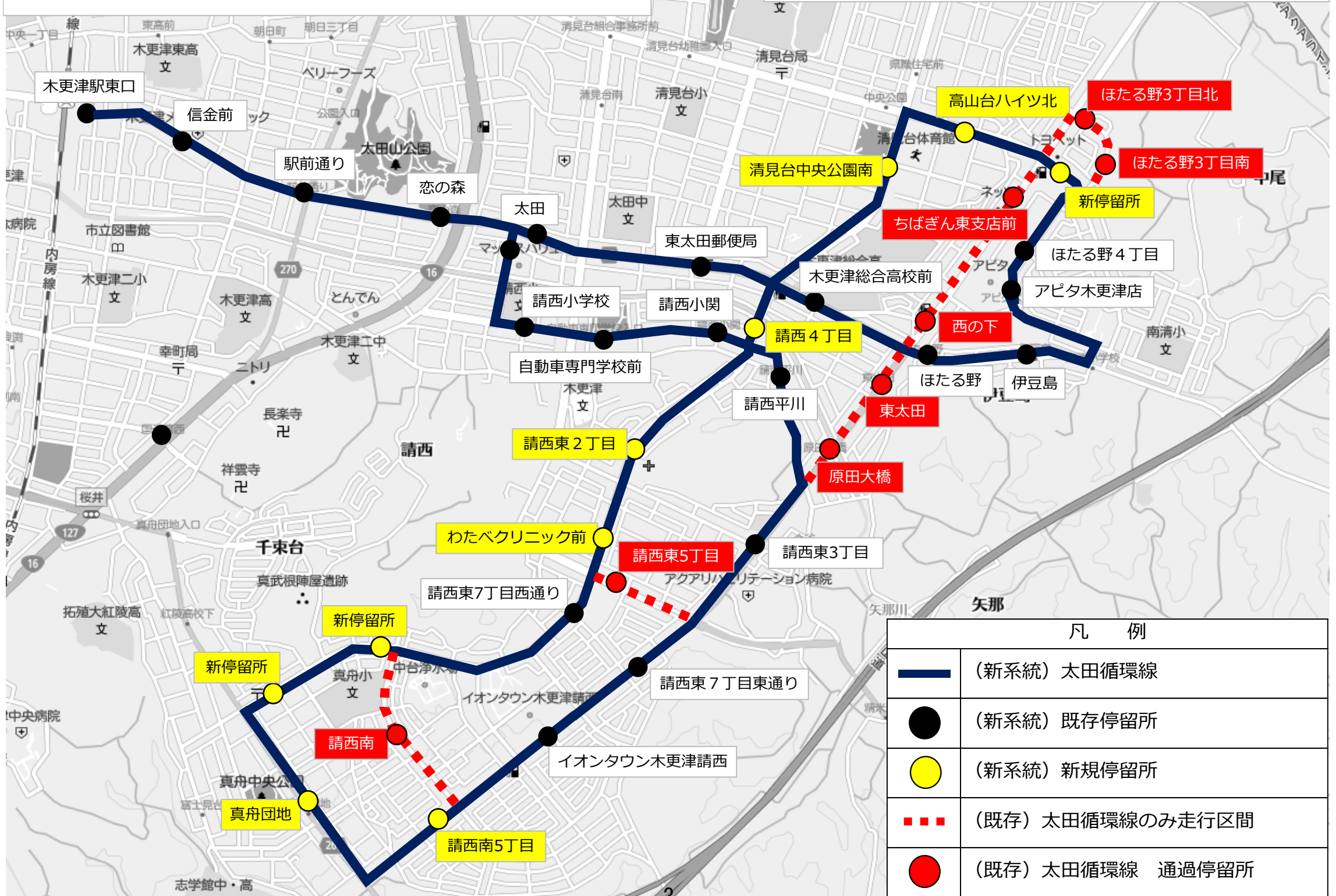
※ 通勤時間帯（始発～8時、17時～終発）は既存系統で運行



凡 例	
	(既存) 太田循環線
	(既存) 既存停留所

太田循環線 新規系統路線図（概ね9時～16時台）

※ 通勤時間帯（始発～8時、17時～終発）は既存系統で運行



資料 2

小湊鉄道木更津市内バス変更方針について

高速バス変更：木更津新宿線 6 月 1 日ダイヤ改正

本数：変更なし

【概要】 発着地および経由地の変更：平日 15 時台、土日祝日の 14 時、15 時台での三井アウトレットパーク木更津経由、三井アウトレットパーク始発便新設（詳細別紙）

路線バス変更：木更津～三井アウトレットパーク～袖ケ浦線 夏以降ダイヤ改正予定

【概要】 運行時分を遅延状況等に合わせた調整

全日：袖ケ浦～三井アウトレットパーク木更津間、三井アウトレットパーク木更津～金田 BT 間の運行時間変更

土日祝日：交通状況および弊社バスの遅延実績を鑑み、一部の便を除き、

三井アウトレットパーク木更津を起点に系統を木更津駅発着と袖ケ浦駅発着に分け、それぞれの便が定時運行できるよう狙う。

※アウトレットを越えて乗車を希望されるお客様には、

乗り継ぎ券を渡し、平日と同じ運賃で乗車できるようにする。

詳細は確定次第、弊社ホームページ等でお知らせ致します。

以上

木更津～三井アウトレットパーク～バスタ新宿線 時刻表

【平日】下り

KM:小湊鐵道 OD:小田急ハイウェイバス

2025.6.1改正

新宿⇒木更津	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	小湊	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊
バスタ新宿	6:00	6:20	6:40	7:00	7:20	7:40	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:20	10:50	11:30	12:00	13:00	13:40	14:20	15:00	15:40	16:20	17:10	18:00	18:30	19:10	19:40	20:10	20:40	21:10	21:40	22:30	23:10
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
MOP	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	10:02	10:32	↓↓	11:22	↓↓	12:32	13:02	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
金田	6:52	7:12	7:32	7:52	8:12	8:32	8:52	9:22		↓↓	10:57	↓↓	11:47	↓↓	↓↓	13:57	14:37	↓↓	15:57	↓↓	17:17	↓↓	↓↓	19:27	↓↓	20:37	↓↓	21:37	↓↓	22:32	23:22	0:02
袖ヶ浦	7:00	7:20	7:40	8:00	8:20	8:40	9:00	9:30		↓↓	11:05	↓↓	11:55	↓↓	↓↓	14:05	14:45	15:18	16:05	16:38	17:25	18:08	18:58	19:35	20:08	20:45	21:08	21:45	22:03	22:40	23:30	.0:10
木更津	7:17	7:37	7:57	8:17	8:37	8:57	9:17	9:47		11:07	11:22	11:57	12:12	13:07	13:27	14:22	15:02	15:35	16:22	16:55	17:42	18:25	19:15	19:52	20:25	21:02	21:25	22:02	22:20	22:57	23:47	.0:27

【平日】上り

木更津⇒新宿	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29	30	31	28	32
	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	OQ	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	OQ
木更津	5:50	6:10	6:30	6:55	7:20	7:45	8:10	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:50	15:50	16:40	17:20	17:50	18:20	18:55	19:20	20:20	20:50	21:30	21:45	22:10
袖ヶ浦	6:07	6:27	6:47	7:12	7:37	8:02	8:27	8:47	9:17	9:47	10:17	10:47	11:17	11:47	12:17	12:47	13:17	13:47	14:17	↓	↓	16:57	↓	18:07	↓	19:12	↓	↓	21:07	21:47	22:02	22:27
金田	↓	↓	6:55	7:20	7:45	8:10	8:35	↓	9:25	↓	10:25	↓	11:25	↓	12:25	↓	13:25	↓	14:25	↓	↓	17:05	↓	18:15	↓	19:20	↓	↓	21:15	21:55	↓	↓
MOP	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	15:20	16:20	↓	17:50	↓	18:50	↓	19:50	20:50	↓	↓	↓	↓
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
バスタ新宿	7:10	7:30	7:57	8:22	8:47	9:12	9:37	9:50	10:22	10:45	11:22	11:45	12:22	12:45	13:22	13:45	14:22	14:45	15:22	16:27	17:27	18:02	18:57	19:12	19:57	20:17	20:52	21:52	22:07	22:47	22:55	23:15

【土休日】下り

新宿⇒木更津	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	小湊	OQ	OQ	小湊	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	
バスタ新宿	6:00	6:20	6:40	7:00	7:20	7:40	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:20	10:50	11:30	12:00	13:00	13:40	14:20	15:00	15:40	16:20	17:10	18:00	18:30	19:10	19:40	20:10	20:40	21:10	21:40	22:30	23:10	
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
MOP	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	9:32	10:02	10:32	11:02	11:22	11:52	12:32	13:02	14:02	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
金田	6:57	7:17	7:37	7:57	8:17	8:37	8:57		↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	14:37	↓↓	15:57	↓↓	17:17	↓↓	↓↓	19:27	↓↓	20:37	↓↓	21:32	↓↓	22:32	23:22	0:02	
袖ヶ浦	7:05	7:25	7:45	8:05	8:25	8:45	9:05		↓↓	10:57	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	14:45	15:18	16:05	16:38	17:25	18:08	18:58	19:35	20:08	20:45	21:03	21:40	22:03	22:40	23:30	0:10	
木更津	7:22	7:42	8:02	8:22	8:42	9:02	9:22		10:37		11:37	11:57	12:27	13:07		14:37	15:02	15:35	16:22	16:55	17:42	18:25	19:15	19:52	20:25	21:02	21:20	21:57	22:20	22:57	23:47	0:27	

【土休日】上り

【上休日】エッ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	30	29	31	32
木更津⇒新宿	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	OQ	OQ	小湊	小湊	小湊	OQ	小湊	小湊	OQ	OQ	OQ	小湊	OQ	OQ
木更津	5:50	6:10	6:30	6:55	7:20	7:45	8:10	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	13:00	13:30	13:50	14:20			16:45		17:45		18:45	19:20	19:50	20:50		21:30	22:10
袖ヶ浦	6:07	6:27	6:47	7:12	7:37	8:02	8:27	8:47	9:17	9:47	10:17	10:47	11:17	11:47	12:17	13:17	13:47	↓↓	↓↓		15:55	↓↓	17:25	↓↓	18:25	↓↓	↓↓	↓↓	21:07		21:47	22:27
金田	↓↓	↓↓	6:55	↓↓	7:45	↓↓	8:35	↓↓	9:25	↓↓	10:25	10:55	11:25	11:55	12:25	13:25	↓↓	↓↓	↓↓		↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓		↓↓	↓↓
MOP	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	14:20	14:50	15:20	16:20	17:20	17:50	18:20	18:50	19:20	19:50	20:20	↓↓	21:30	↓↓	↓↓
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
バスタ新宿	7:00	7:20	7:47	8:05	8:37	8:55	9:27	9:40	10:22	10:45	11:22	11:52	12:22	12:52	13:22	14:32	14:55	15:37	16:07	16:37	17:37	18:37	19:07	19:37	20:02	20:32	21:02	21:32	22:05	22:37	22:40	23:15

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 6 年度実施分)

計画目標③	新たな交通システムの導入								
事業5	新たな交通システムの導入								
実施主体	木更津市、市民、タクシー事業者、バス事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
交通不便地域における 新たな交通システムの導入	本格運行（導入済みの地区）								
	説明会開催 (順次実施)	導入検討	実証運行	本格運行					
			導入検討	実証運行	本格運行				
				導入検討	実証運行	本格運行			
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【交通不便地域における新たな交通システムの導入】 「新たな交通システム導入の基本的な考え方」に基づき、まちづくり協議会等の地域主体による新たな交通システムの導入を促進し、市は支援を行います。 ○令和6年度のまちづくり協議会等との協議状況 - 東清川地区まちづくり協議会（説明会①10/29 参加者24名、説明会②3/30 参加者17名） 新たな交通システムについて導入手引書に基づき説明を行い、まちづくり協議会からは、高齢者の移動手段の確保について検討を進めたいとの意向がありました。 - 木更津市社会福祉協議会(意見交換 2/3) 新たな交通システムおよび国の無償運送ガイドラインについて意見交換を行いました。 - 千葉県タクシー協会南房支部(意見交換 8/13) まちづくり協議会等の地域主体が新たな交通システムの運行委託を行うことについて、意見交換を行いました。 【参考】令和5年度のまちづくり協議会等との協議状況 - 岩根東地区まちづくり協議会への説明会 令和5年11月10日（金） - 木更津市社会福祉協議会との意見交換 令和5年12月7日（木） ○富来田地区自家用有償旅客運送の状況 - 地域公共交通活性化協議会にて、輸送および収支の状況を報告し、状況改善に向けた意見交換を行いました。									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	新たな交通システムの導入地区(地区)								策定時(R3)
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	1地区
実績値	1	1							目標値 (R12)
目安値	1	2	2	3	3	4	4	5	5地区
進捗度	B								
達成の見通しと今後の方針									
今後も交通不便地域への導入に向けた検討を進めるとともに、富来田地区で運行されている自家用有償旅客運送について、需要や運行上の問題点などを確認し、関係者で連携して解決を図りながら持続可能な運行を目指します。									
事業評価									

令和6年度事業報告及び収支決算について

1 令和6年度事業報告

- ・令和5年3月に策定した「木更津市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」）」の基本理念に基づき、まちづくりの進展や地域のニーズに合った公共交通ネットワークの再構築を行うための改善案を検討した。
- ・富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、国庫補助金申請及び事業評価等の運行支援を行った。
- ・具体的な協議事項については下記のとおり。

（1）木更津市地域公共交通計画の事業評価（進行管理）に関する協議

公共交通計画に定められた各事業の実施状況について、評価指標を元に検証し、目標達成に向けたより効果的な実施方法等について協議を行った。

（2）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に関する協議

令和6年度より、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるために、各市町村において作成する地域公共交通計画（別紙）に事業計画を位置付けることが必要となったため、当該計画（別紙）の協議を行った。

（3）自家用有償旅客運送の実施内容の協議

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、運行状況や利用状況等から確認できる課題や成果に対して協議を行った。

（4）地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する協議

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるため、補助金の申請に必要である地域内フィーダー系統確保維持計画について協議を行った。

○令和6年度開催内容

・第1回木更津市地域公共交通活性化協議会（令和6年6月27日）

- 議題（1）令和5年度事業報告及び収支決算について
- （2）令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について
- （3）令和7年度地域間幹線系統確保維持計画について
- （4）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

・第2回木更津市地域公共交通活性化協議会（令和7年1月15日）

- 議題（1）会長の選出について
- （2）副会長及び監査委員の指名について
- （3）令和6年度補正予算（案）について
- （4）令和5年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について
- （5）令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

2 令和6年度収支決算

<収入>

(単位：円)

科 目		予 算 額	補正予算額	決 算 額	摘 要
1 負担金・ 補助金	(1) 負担金	146,000	146,000	146,000	木更津市（木更津市地域公共交通活性化協議会負担金）
	(2) 補助金	0	372,000	372,000	令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
	小 計	146,000	518,000	518,000	
2 諸収入	(1) 利息	0	0	50	
3 繰越金	(1) 繰越金	0	0	0	
合 計		146,000	518,000	518,050	

<支出>

(単位：円)

科 目		予 算 額	補正予算額	決 算 額	摘 要
1 会議費	(1) 会議費	129,000	129,000	53,480	委員報償費 47,400 円 費用弁償 6,080 円
	(2) 通信運搬費	7,000	7,000	8,948	切手代
	小 計	136,000	136,000	62,428	協議会 2 回分
2 需用費	(1) 消耗品費	6,000	6,000	0	
3 手数料	(1) 手数料	4,000	4,000	550	振込手数料
4 補助金	(1) 補助金	0	372,000	372,000	令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
合 計		146,000	518,000	434,978	

※残額 83,072 円については、木更津市に返納する。

監 査 報 告 書

「令和6年度 木更津市地域公共交通活性化協議会」収支決算を帳簿及び
証憑書類と照合し、監査した結果、決算書が適正であることを認める。

令和7年5月13日

木更津市地域公共交通活性化協議会

監査委員

石 渡 宏

監査委員

寺 田 巧 実

令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について

1 令和7年度事業計画（案）

- ・令和5年3月に策定した「木更津市地域公共交通計画（以下、「公共交通計画」）」の基本理念に基づき、まちづくりの進展や地域のニーズに合った公共交通ネットワークの再構築を行うため行政、交通事業者等が検討する改善案について、その妥当性を協議する。
- ・交通事業者が国庫補助金の交付を受けるための「地域公共交通計画（別紙）」について協議を行い、国に対し計画認定申請を行う。
- ・富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、国庫補助金申請及び事業評価等の運行支援を行う。
- ・具体的な協議予定事項については下記のとおり。

（1）公共交通計画の事業評価（進行管理）に関する協議

公共交通計画に定められた各事業の実施状況について、評価指標を元に検証し、目標達成に向けたより効果的な実施方法等について協議する。

（2）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に関する協議

国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるための「地域公共交通計画（別紙）」について協議を行う。

※事業計画原案は、千葉県が作成する地域間幹線系統確保維持計画。

（3）自家用有償旅客運送の実施内容の協議

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、運行状況や利用状況等から確認できる課題や成果を協議し、より持続可能な運行となるように実施者に対し助言を行うとともに、実施方法の変更について、実施者の申し出により協議する。

（4）地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する協議

前述の自家用有償旅客運送について、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるため、補助金の申請に必要である「地域公共交通計画（別紙）」の協議を行う。

○令和7年度協議会スケジュール

(1) 第1回協議会（5月21日開催）

- ・ 令和6年度事業・決算報告
- ・ 令和7年度事業計画・予算（案）
- ・ 木更津市地域公共交通計画の変更について
- ・ 自家用有償旅客運送の有効期間の更新について
- ・ 令和8年度（R7.10～R8.9）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の協議
- ・ 令和8年度（R7.10～R8.9）地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の協議
- ・ 交通不便地域への新たな交通システム導入に関する協議状況の報告

(2) 第2回協議会（9月予定）

- ・ 木更津市地域公共交通計画の進捗に関する報告・協議
- ・ 路線バス、高速バスの運行状況に関する報告
- ・ 富来田地区における自家用有償旅客運送に関する報告
- ・ 交通不便地域への新たな交通システム導入に関する協議状況の報告

(3) 第3回協議会（2月予定）

- ・ 路線バス、高速バスの運行状況に関する報告
- ・ 交通不便地域への新たな交通システム導入に関する協議状況の報告

2 令和7年度 予算（案）

<収入>

（単位：円）

科 目		予 算 額	摘 要
1 負担金・補助金	(1) 負担金	147,000	木更津市（木更津市地域公共交通活性化協議会負担金）
	(2) 補助金	516,000	令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
	小 計	663,000	
2 諸収入	(1) 利息	0	
3 繰越金	(1) 繰越金	0	
合 計		663,000	

<支出>

（単位：円）

科 目		予 算 額	摘 要
1 会議費	(1) 会議費	129,000	委員報償費 119,100 円 (39,700×3 回) 費用弁償 9,018 円 (3,006×3 回)
	(2) 通信運搬費	8,000	切手代
	小 計	137,000	協議会 3 回分
2 需用費	(1) 消耗品費	6,000	宛名シール、文書ファイル
3 手数料	(1) 手数料	4,000	振込手数料
4 補助金	(1) 補助金	516,000	令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
合 計		663,000	

【議題3】 木更津市地域公共交通計画の変更について

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）の認定申請について、太田循環線を当該補助金の対象とするため、補助要件として必要とされる記載事項を地域公共交通計画に記載し、フィーダー補助対象系統として位置付けようとするものです。

1 協議事項（変更内容）

- （１）地域公共交通確保維持事業の必要性・有効性
- （２）補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- （３）地域公共交通確保維持事業による補助活用

- ・ **議題3**にて別紙新旧対照表のとおり変更することについて、ご協議願います。

2 フィーダー補助とは

- ・ 地域公共交通確保維持事業の補助メニューの１つ
- ・ 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」
- ・ 地域間幹線系統*1を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助
*1市を跨ぐ長大路線で、国および県の補助により運行の維持がなされている系統。
太田循環線は、高倉アカデミア線、木更津鴨川線と接続する。
- ・ 補助対象事業者は活性化法法定協議会（木更津市地域公共交通活性化協議会）

3 補助率について

- ・ 補助率は補助対象経費*1の 1 / 2
（*1補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額）
- ・ ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の 1 / 2 を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる。

4 令和8年度フィーダー系統について

- (1) 対象期間 令和7年10月から令和8年9月
- (2) 対象系統
 - ・ 富来田地区自家用有償旅客運送（ふくちゃんバス）
 - ・ 【新規】太田循環線
→「令和7年度路線の延伸に伴う新規性」、および「地域間幹線系統路線と接続性」を満たすことから、新たにフィーダー対象系統として扱います。

5 対象系統の計画への位置づけ

- (1) 地域公共交通計画
 - ・ 2系統ともに地域公共交通確保維持事業により運行の確保および維持することを位置づけている。（太田循環線については、議題3にて協議）
- (2) 地域内フィーダー系統確保維持計画（地域公共交通計画（別紙））
 - ・ **議題6**にて別紙案のとおり位置づけることについて、ご審議願います。

木更津市地域公共交通計画 新旧対照表

計画書記載内容について、下記のとおり変更いたします。

変更後

3.1.5現状の路線バス等の必要性・有効性

路線バスについて、国の補助制度を活用し、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統の運行を維持していきます。

系統	必要性・有効性	概要	補助
シーアイタウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
八幡台ニュータウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
馬来田線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
太田循環線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・日東交通（株）が運行	※2
真舟・君津中央病院線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
中郷線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・木更津市（運行は日東交通（株）に委託）	—
三井アウトレットパーク線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・小湊鐵道（株）が運行	—
清見台団地線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）、小湊鐵道（株）が運行	—
潮見線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—

変更前

3.1.5現状の路線バス等の必要性・有効性

路線バスについて、国の補助制度を活用し、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統の運行を維持していきます。

系統	必要性・有効性	概要	補助
シーアイタウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
八幡台ニュータウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
馬来田線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
太田循環線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
真舟・君津中央病院線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
中郷線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・木更津市（運行は日東交通（株）に委託）	—
三井アウトレットパーク線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・小湊鐵道（株）が運行	—
清見台団地線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）、小湊鐵道（株）が運行	—
潮見線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—

木更津鴨川線	- 本市と君津市、鴨川市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	- 本市と君津市、鴨川市を結ぶ路線 - 日東交通（株）が運行	※1
新たな交通システム（自家用有償旅客運送）「ふくちゃんバス」	- 富来田地区での生活（買物、通院）の際の交通手段になっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	富来田地区まちづくり協議会が運行	※2

※1国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を活用
※2国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

木更津鴨川線	- 本市と君津市、鴨川市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	- 本市と君津市、鴨川市を結ぶ路線 - 日東交通（株）が運行	※1
新たな交通システム（自家用有償旅客運送）「ふくちゃんバス」	- 富来田地区での生活（買物、通院）の際の交通手段になっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	富来田地区まちづくり協議会が運行	※2

※1国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を活用
※2国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

太田循環線（新系統）ルート図

A回り:①～②～③～④～⑤

東口～太田～ほたる野～アピタ～清見台～請西東～真舟～請西東～請西～太田～東口

B回り:⑤～④～③～②～①

東口～太田～請西～請西東～真舟～請西東～清見台～アピタ～ほたる野～太田～東口

キロ程:15.77km



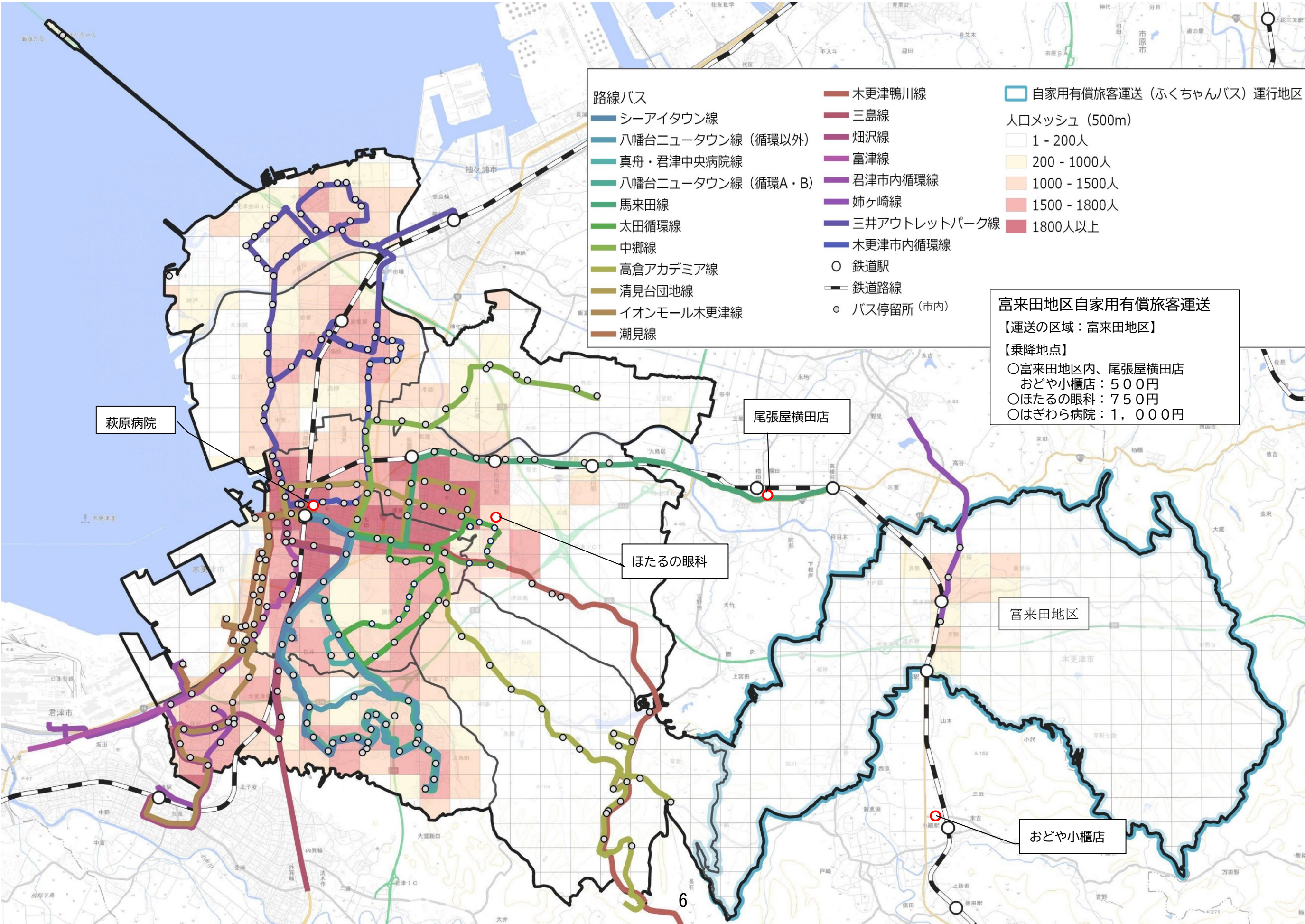
■は補助対象地域間幹線系統と接続するバス停

高倉アカデミア線:

木更津駅東口、駅前通り、恋の森、太田、東太田郵便局

木更津鴨川線:請西4丁目、ほたる野、伊豆島

市内公共交通体系図



【議題3】 木更津市地域公共交通計画の変更について

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）の認定申請について、太田循環線を当該補助金の対象とするため、補助要件として必要とされる記載事項を地域公共交通計画に記載し、フィーダー補助対象系統として位置付けようとするものです。

1 協議事項（変更内容）

- （１）地域公共交通確保維持事業の必要性・有効性
- （２）地域公共交通確保維持事業による補助活用
- （３）事業許可区分の追記

- ・ **議題3**にて別紙新旧対照表のとおり変更することについて、ご協議願います。

2 フィーダー補助とは

- ・ 地域公共交通確保維持事業の補助メニューの１つ
- ・ 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」
- ・ 地域間幹線系統*1を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助
*1市を跨ぐ長大路線で、国および県の補助により運行の維持がなされている系統。
太田循環線は、高倉アカデミア線、木更津鴨川線と接続する。
- ・ 補助対象事業者は活性化法法定協議会（木更津市地域公共交通活性化協議会）

3 補助率について

- ・ 補助率は補助対象経費*1の 1 / 2
（*1補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額）
- ・ ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の 1 / 2 を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる。

4 令和 8 年度フィーダー系統について

- （1）対象期間 令和 7 年 1 0 月から令和 8 年 9 月
- （2）対象系統
 - ・ 富来田地区自家用有償旅客運送（ふくちゃんバス）
 - ・ 【新規】太田循環線
→「令和 7 年度路線の延伸に伴う新規性」、および「地域間幹線系統路線と接続性」を満たすことから、新たにフィーダー対象系統として扱います。

5 対象系統の計画への位置づけ

- （1）地域公共交通計画
 - ・ 2 系統ともに地域公共交通確保維持事業により運行の確保および維持することを位置づけている。（太田循環線については、議題 3 にて協議）
- （2）地域内フィーダー系統確保維持計画（地域公共交通計画（別紙））
 - ・ **議題 6**にて別紙案のとおり位置づけることについて、ご審議願います。

木更津市地域公共交通計画 新旧対照表

計画書記載内容について、下記のとおり変更いたします。

変更後					変更前				
3. 1. 5現状の路線バス等の必要性・有効性 路線バスについて、国の補助制度を活用し、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統の運行を維持していきます。					3. 1. 5現状の路線バス等の必要性・有効性 路線バスについて、国の補助制度を活用し、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統の運行を維持していきます。				
一般乗合	区分	系統	必要性・有効性	概要	補助	系統	必要性・有効性	概要	補助
		シーアイタウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—	シーアイタウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
		八幡台ニュータウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—	八幡台ニュータウン線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
		馬来田線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1	馬来田線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
		太田循環線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・日東交通（株）が運行	※2	太田循環線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
		真舟・君津中央病院線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—	真舟・君津中央病院線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
		中郷線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・木更津市（運行は日東交通（株）に委託）	—	中郷線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・木更津市（運行は日東交通（株）に委託）	—
		三井アウトレットパーク線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・小湊鐵道（株）が運行	—	三井アウトレットパーク線	・本市と袖ヶ浦市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。	・本市と袖ヶ浦市を結ぶ路線 ・小湊鐵道（株）が運行	—
		清見台団地線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）、小湊鐵道（株）が運行	—	清見台団地線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）、小湊鐵道（株）が運行	—

一般乗合	潮見線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—	潮見線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・日東交通（株）が運行	—
	イオンモール木更津線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	—	イオンモール木更津線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	—
	高倉アカデミア線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1	高倉アカデミア線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
	三島線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1	三島線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
	畑沢線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1	畑沢線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
	木更津市内循環線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・小湊鐵道（株）が運行	—	木更津市内循環線	・市内での生活（通勤、通学、買物、通院、木更津駅周辺への移動）の際の交通手段になっている。	・小湊鐵道（株）が運行	—
	富津線	・本市と君津市、富津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市、富津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1	富津線	・本市と君津市、富津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市、富津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1
	君津市内循環線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1	君津市内循環線	・本市と君津市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 ・一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	・本市と君津市を結ぶ路線 ・日東交通（株）が運行	※1

一般乗合	姉ヶ崎線 （平岡小前経由） （桜台団地経由）	- 本市と袖ヶ浦市、市原市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	- 本市と袖ヶ浦市、市原市を結ぶ路線 - 日東交通（株）が運行	※1
	木更津鴨川線	- 本市と君津市、鴨川市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	- 本市と君津市、鴨川市を結ぶ路線 - 日東交通（株）が運行	※1
自家用有償旅客運送	「ふくちゃんバス」	- 富来田地区での生活（買物、通院）の際の交通手段になっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	富来田地区まちづくり協議会が運行	※2

※1国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を活用
※2国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

姉ヶ崎線 （平岡小前経由） （桜台団地経由）	- 本市と袖ヶ浦市、市原市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	- 本市と袖ヶ浦市、市原市を結ぶ路線 - 日東交通（株）が運行	※1
木更津鴨川線	- 本市と君津市、鴨川市の移動の際の通勤、通学、買物、通院利用者の交通手段となっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	- 本市と君津市、鴨川市を結ぶ路線 - 日東交通（株）が運行	※1
新たな交通システム（自家用有償旅客運送）「ふくちゃんバス」	- 富来田地区での生活（買物、通院）の際の交通手段になっている。 - 一方、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保する必要がある。	富来田地区まちづくり協議会が運行	※2

※1国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を活用
※2国の地域公共交通確保維持事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

太田循環線（新系統）ルート図

A回り:①～②～③～④～⑤

東口～太田～ほたる野～アピタ～清見台～請西東～真舟～請西東～請西～太田～東口

B回り:⑤～④～③～②～①

東口～太田～請西～請西東～真舟～請西東～清見台～アピタ～ほたる野～太田～東口

キロ程:15.77km



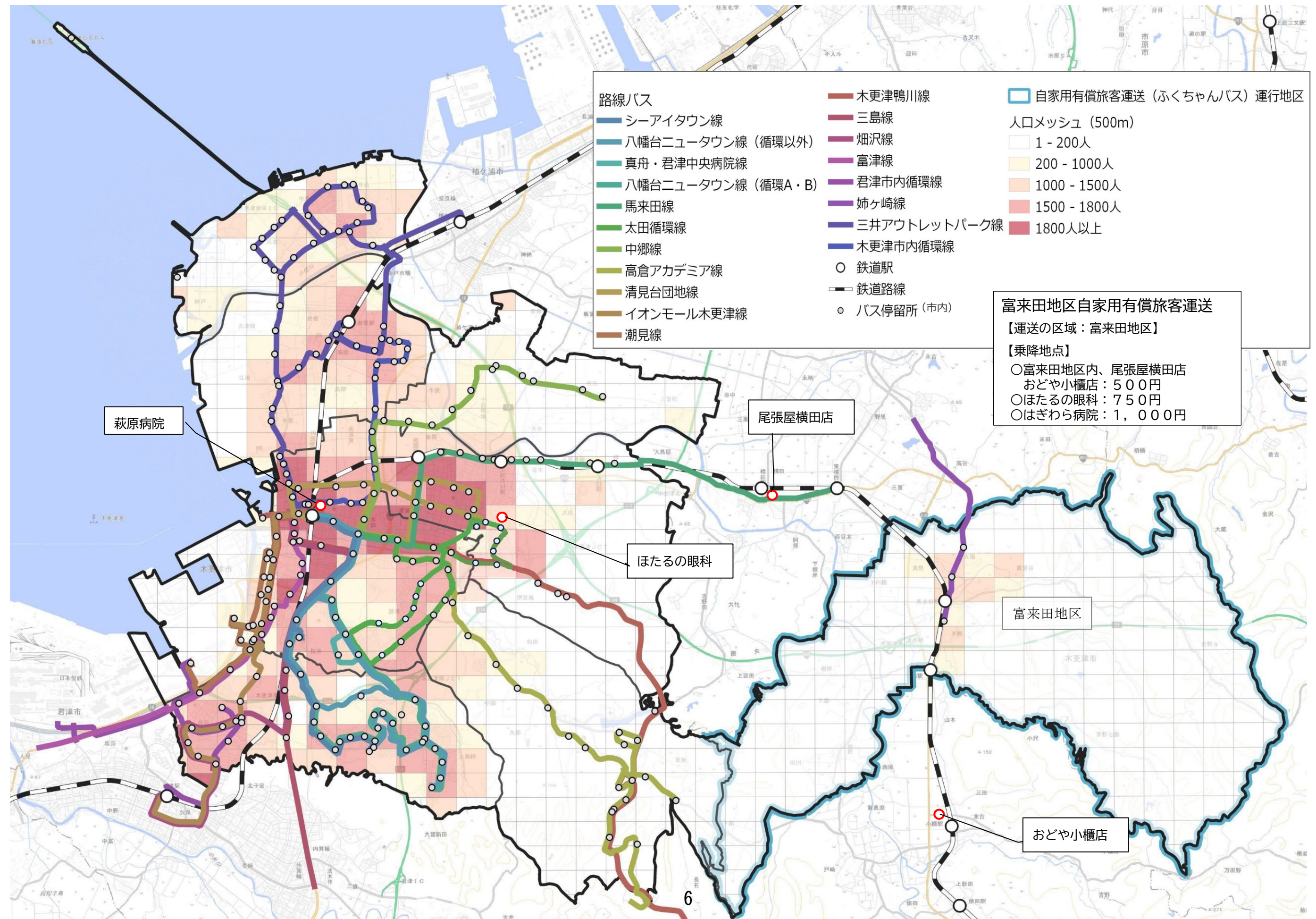
■は補助対象地域間幹線系統と接続するバス停

高倉アカデミア線:

木更津駅東口、駅前通り、恋の森、太田、東太田郵便局

木更津鴨川線:請西4丁目、ほたる野、伊豆島

市内公共交通体系図



令和 7 年 4 月 1 日

木更津市地域公共交通活性化協議会

会長 轟 朝 幸 様

富来田地区まちづくり協議会

会長 鵜 田 宏

自家用有償旅客運送の有効期間の更新について

当協議会で運行している自家用有償旅客運送（ふくちゃんバス）については、下記の通り有効期間が満了します。今後も引き続き、地域住民の生活の足の確保のために運行を続けたいと考えておりますので、有効期間の更新の可否について木更津市地域公共交通活性化協議会でご審議頂きますようお願いいたします。

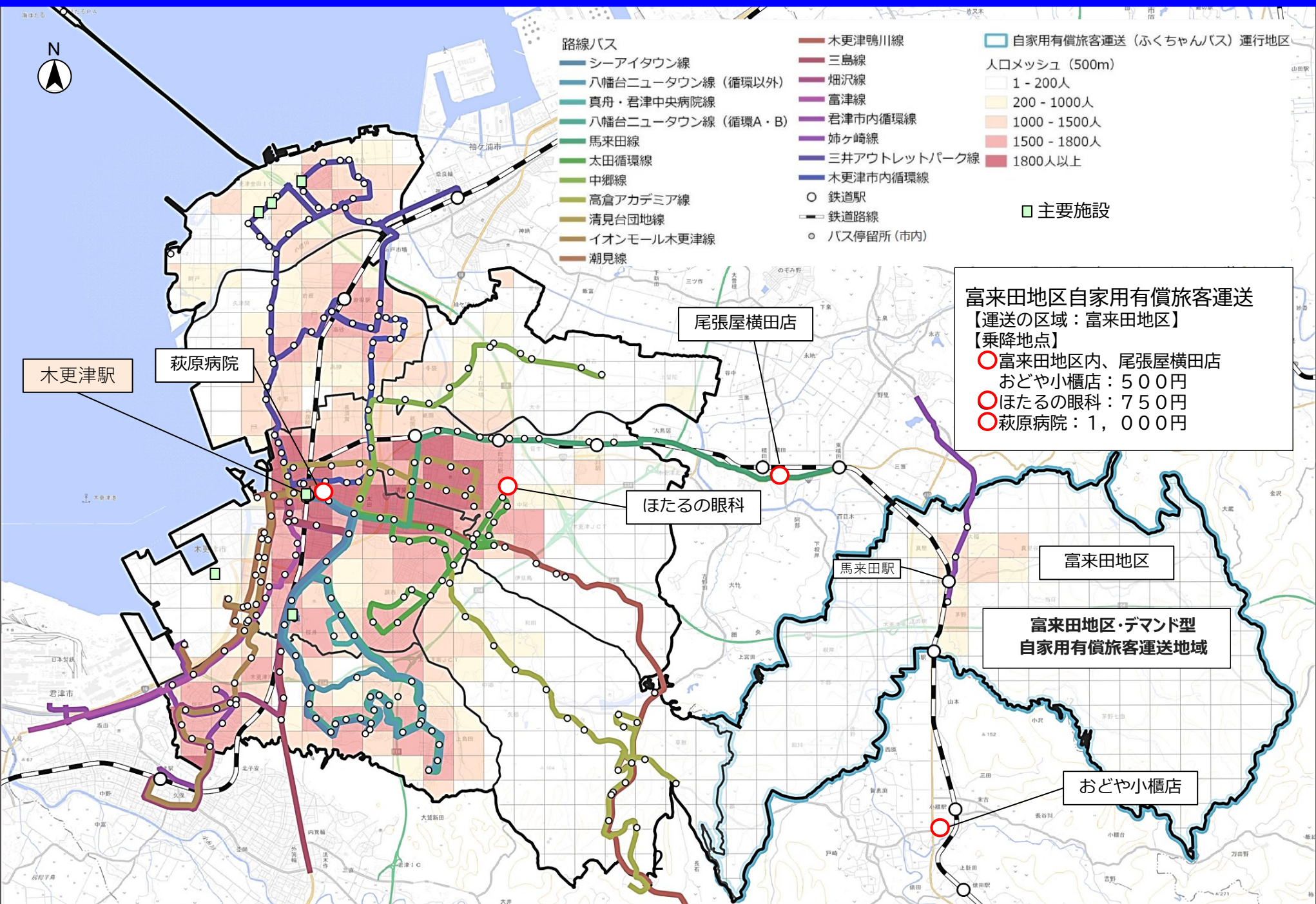
記

1. 登 録 番 号 関千交第 3 号
2. 登 録 日 令和 2 年 6 月 2 2 日
3. 登録の有効期間 令和 7 年 6 月 2 1 日
4. 参 考 資 料 別紙のとおり

問い合わせ先

担 当	富来田地区まちづくり協議会 鵜田 宏
住 所	〒292-0201 千葉県木更津市真里谷 1 1 0
電 話	0438-53-2027

公共交通体系図



事業の概要・状況等(1)

交通不便地域とされる富来田地区において、地域が運行主体となって地域住民の生活の足の確保を目的とした「自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送)」(愛称:ふくちゃんバス)を運行しています。

■運行概要

1.利用対象者	富来田地区在住者で事前登録をした方 登録料1,000円
2.運行サービス	
(1)運行エリア	富来田地区および地区外商業施設等(尾張屋横田店、おどや小櫃店、ほたる野眼科、萩原病院)
(2)予約日	利用週の月曜日 受付に電話にて予約
(3)運行日	水曜日、金曜日
(4)運行形態等	
① 運行形態	予約(デマンド)による区域運行型輸送サービス
① 運行時間帯	概ね午前9時から午後4時で設定 ※ただし、通院の時間帯によっては可能な範囲で早朝便を運行。
3.乗降方式	自宅から目的地へのドア・トゥ・ドア
4.運賃	運賃徴収(事前にチケットを購入) 1回の乗車毎に片道500円(富来田地区内、尾張屋、おどや)、 750円(ほたるの眼科)、1,000円(萩原病院)

■運行区域



運行車両



車両貸与式の様子

事業の概要・状況等(2)

1. 運行体制など

1. 運行者	富来田地区まちづくり協議会
2. 体制	地域住民が運転手を担っている。 (運行管理の責任者など、全て兼務)
3. 車両数	10台(うち1台は市が無償貸与) 令和7年4月1日現在

2. 運行可能な目的地及び運賃(片道)

令和5年8月1日から目的地の変更を行いました。(アピタ→ほたるの眼科)

目的地	富来田 地区内	尾張屋 おどや	ほたるの眼科	はぎわら 病院
運賃	500円		750円	1,000円

3. 令和5年度の運行結果(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 利用登録者数	113名
2. 運転者数	11名
3. 運行日数	125日
4. 運送便数	494便
5. 延べ利用者数	735名
6. 1便当たりの 輸送人数	1.48人/便
7. 収支	①収入 会員登録料 1,000円×20人=20,000円 運賃収入 580,750円 合計 600,750円(前年度比140,250円) ②支出 人件費 784,000円 燃料費 115,649円 講習費 60,566円 消耗品費 125,037円 印刷製本費 0円 通信運搬費 35,770円 修繕料 108,411円 保険料 91,390円 合計 1,320,823円(前年度比169,332円) 収支率 45.5% ③補助金額(令和5年度実績) 市 441,073円 国 279,000円(フィーダー補助金)

4. 令和6年度の運行結果(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 利用登録者数	135名
2. 運転者数	9名
3. 運行日数	110日
4. 運送便数	465便
5. 延べ利用者数	645名
6. 1便当たりの 輸送人数	1.38人/便
7. 収支	①収入 会員登録料 1,000円×19人=19,000円 運賃収入 489,500円 合計 508,500円(前年度比▲92,250円) ②支出 人件費 802,500円 燃料費 106,525円 講習費 4,500円 消耗品費 81,979円 印刷製本費 29,700円 通信運搬費 33,167円 修繕料 19,629円 保険料 92,070円 合計 1,170,070円(前年度比▲150,753円) 収支率 43.5% ③補助金額(令和6年度実績) 市 289,485円 国 372,000円(フィーダー補助金)

5. 令和6年度運行状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

運送月	運行日数	運送便数	利用人数	1便当たりの輸送人数
4月	12日	54便	82人	1.51人／便
5月	12日	56便	80人	1.42人／便
6月	9日	42便	61人	1.45人／便
7月	10日	51便	71人	1.39人／便
8月	7日	29便	35人	1.56人／便
9月	8日	35便	52人	1.48人／便
10月	11日	44便	67人	1.52人／便
11月	8日	32便	48人	1.50人／便
12月	10日	33便	35人	1.06人／便
1月	9日	36便	52人	1.44人／便
2月	9日	35便	42人	1.20人／便
3月	5日	18便	20人	1.11人／便
合計	110日	465便	645人	1.38人／便

7. 参考：令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

	運行日数	運送便数	利用人数	1便当たりの輸送人数
合計	125日	494便	735人	1.48人／便

6. 令和6年度主な目的地（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

目的地	件数	備考	R5 (参考)
萩原病院	165件	木更津駅近辺	218件
中村医院	77件	馬来田駅から約600mの内 科	95件
ほたるの眼科	72件	木更津市ほたる野の眼科	40件
尾張屋	55件	袖ヶ浦市横田のスーパー	61件
おどや	54件	君津市小櫃のスーパー	8件
富来田公民館	22件	社会福祉協議会がカフェを 開催	24件
富来田郵便局	3件	—	2件
業務スーパー	2件	馬来田店(旧主婦の店)	2件
馬来田駅	1件	JR鉄道駅	6件
富来地区内 その他	14件	農協・直売所、美容室、理 髪店、歯科医院、道の駅 等	31件



【議題5】 令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について

地域に必要なバス路線のうち、広域的・幹線的な地域間幹線系統（本地域では、「馬来田線」「三島線」「姉ヶ崎線」「君津市内循環線」「畑沢線」「高倉アカデミア線」「富津線」「木更津鴨川線」）の維持を図るため、国からの補助（「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）」）を活用するために、個別計画を策定するものです。

1 地域間幹線系統補助とは

- ・地域公共交通確保維持事業の補助メニューの1つ
- ・補助要件
 - ①複数市町村にまたがる系統であること
 - ②1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ③輸送量が15人～150人／日と見込まれること
 - ④経常赤字が見込まれること
- ・補助対象者は運行事業者

2 令和8年度地域間幹線系統について

(1)対象期間 令和7年10月から令和8年9月

(2)対象系統

- ・馬来田線、三島線、姉ヶ崎線、君津市内循環線、畑沢線、高倉アカデミア線、富津線、木更津鴨川線

3 対象系統の計画への位置づけ

(1)木更津市地域公共交通計画

- ・8系統ともに地域公共交通確保維持事業により運行の確保および維持することを位置づけている。

(2)地域間幹線系統確保維持計画（地域公共交通計画（別紙））

- ・別紙案のとおり位置づけることについて、ご審議願います。

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画について

令和 7 年 5 月 日

(名称) 木更津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 4」を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年度 - 第1回 開催日：令和6年6月27日（木） - 議 題：令和7年度地域間幹線系統確保維持計画について ・ 令和7年度 - 第1回 開催日：令和7年5月21日（水） - 議 題：令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
(1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者 (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者 (5) 鉄道事業者 (6) 学識経験者 (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 (9) 木更津警察署長又はその指名する者 (10) 木更津市長又はその指名する者 (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (12) 道路管理者又はその指名する者 (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。） (14) そのほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県木更津市富士見 1-2-1

(所 属) 木更津市企画部地域政策室

(氏 名) 深野 敦嗣

(電 話) 0438-23-7426

(e-mail) chiiki@city.kisarazu.lg.jp

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画別紙 （別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

分科会名：君津分科会

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通株式会社	馬来田線	木更津駅東口・東横田（清見台東）	・横田、清川、祇園、清見台沿線地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・東邦病院への通院に必要。	令和7年度と比較して、収支率 1 %以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
2	日東交通株式会社	三島線	木更津駅西口・中島（八重原）	・小糸・八重原地区から君津中央病院への通院、及び木更津駅までのアクセスとして必要。	令和7年度と比較して、収支率 1 %以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和 7 年 10 月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載す	令和 7 年 10 月以降実施	木更津市、君津市

						ることにより、バスの利用促進を図る。		
3	日東交通株式会社	姉ヶ崎線 (平岡小)	姉ヶ崎駅・茅野 (平岡小)	・馬来田・上泉・椎の木台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学として必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、市原市
4	日東交通株式会社	姉ヶ崎線 (桜台団地)	姉ヶ崎駅・茅野 (桜台団地)	・馬来田・上泉・桜台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学のアクセスとして必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市

						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、市原市
5	日東交通株式会社	君津市内循環線	八重原 A3 棟前・君津駅北口（君津製鐵所）	・日本製鉄東日本製鉄所君津地区及び関連企業の通勤として必要。 ・八重原・大和田・畑沢・陽光台地区の君津駅までのアクセスとして必要。 ・君津特別支援学校への通学として必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、君津市
6	日東交通株式会社	畑沢線	木更津駅西口・君津駅南口（東畑沢）	・陽光台・畑沢地区、君津駅等から君津中央病院への通院として必要。 ・陽光台・畑沢地区から木更津駅・君津駅までの通勤等のアクセスとして必要。 ・木更津高校への通学として必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、君津市
7	日東交通株式会社	高倉アカデミア線	木更津駅東口・かずさ小糸南（かずさパーク）	・かずさアカデミアパーク進出企業の通勤手段として必要。 ・矢那・太田地区等の通勤・通学及び木	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通

				更津駅へのアクセスとして必要。		路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、君津市
						タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
8	日東交通株式会社	富津線	木更津駅西口・富津公園（青堀駅）	・富津沿線地区から青堀駅までのアクセスとして必要。 ・人見・大和田地区から青堀駅、木更津駅までのアクセスとして必要。 ・桜井地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・日本製鉄東日本製鉄所君津地区とその関連企業及びソニー木更津等への通勤として必要。 ・桜井地区学童の木更津第二小学校への通学に必要。	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市、富津市
						エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、君津市、富津市
						タウン誌への路線情報の掲載	令和7年10月以降実施	日東交通
9	日東交通株式会社	木更津鴨川線	亀田病院・イオンモール木更津（鴨川駅・かずさアーク）	・沿線住民の亀田病院等医療機関への通院、通勤手段として必要。 ・沿線の職場（かずさアカデミアパーク内企業等）への通勤や木更津駅、鴨川駅	令和7年度と比較して、収支率1%以上改善	JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和7年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和7年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市、鴨川市

				への利用として必要。		エコ通勤の推進	令和7年10月以降実施	木更津市
				・沿線の各学校への通学として必要。		路線バスを利用する利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和7年10月以降実施	木更津市、君津市、鴨川市
				・大型ショッピングモールへの通勤、買い物利用として必要。				

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
木更津市	日東交通株式会社	(1) 馬来田線	2,704.5	
	日東交通株式会社	(2) 三島線	2,354.0	
	日東交通株式会社	(3) 姉ヶ崎線	2,761.0	
	日東交通株式会社	(4) 姉ヶ崎線	2,126.0	
	日東交通株式会社	(5) 君津市内循環線	5,435.0	
	日東交通株式会社	(6) 畑沢線	2,672.5	
	日東交通株式会社	(7) 高倉アカデミア線	5,282.0	
	日東交通株式会社	(8) 富津線	6,086.0	
	日東交通株式会社	(9) 木更津鴨川線	9,889.0	
合 計			39,310.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	日東交通株式会社
------	----------

令和 8 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km					経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		km					経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		km					経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費 用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
千葉	328 円 80 銭	472 円 71 銭	328 円 80 銭	0 円 0 銭	
	円 銭	472 円 71 銭	472 円 71 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数		計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率
				起点	主な 経由地	終点		①＝カッコ内	②			①×② ＝③	チ			オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ		
千葉	1		馬来田	木更津駅東口	清見台東	東横田	365	日	3,817.5 (10.4)	回	2.1	21.8	人	往12.5Km 復12.5Km	(平均) 12.5km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	2		三島	木更津駅西口	八重原	中島	365	日	2,630.0 (7.2)	回	2.4	17.2	人	往14.5Km 復14.5Km	(平均) 14.5km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	3		姉ヶ崎	姉ヶ崎駅	平岡小前	茅野	365	日	2,353.5 (6.4)	回	3.7	23.6	人	往14.7Km 復14.7Km	(平均) 14.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	4		姉ヶ崎	姉ヶ崎駅	桜台団地	茅野	365	日	1,579.0 (4.3)	回	4.2	18.0	人	往16.7Km 復16.7Km	(平均) 16.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	5		君津市内 循環	八重原 A3棟	君津製鉄所 君津健康 センター	君津駅 北口	365	日	3,093.5 (8.4)	回	3.5	29.4	人	往20.8Km 復20.8Km	(平均) 20.8km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	6		畑沢	木更津駅西口	東畑沢 陽光台	君津駅 南口	365	日	3,223.0 (8.8)	回	2.3	20.2	人	往12.3Km 復12.3Km	(平均) 12.3km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	7		高倉 アカ デミア	木更津駅東口	かずさアー	かずさ 小糸南	365	日	3,240.0 (8.8)	回	3.6	31.6	人	往16.2Km 復16.2Km	(平均) 16.2km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	8		富津	木更津駅西口	青堀駅	富津公園	365	日	4,721.0 (12.9)	回	4.2	54.1	人	往15.3Km 復15.0Km	(平均) 15.1km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
千葉	11		木更津 鴨川	亀田病院	かずさアー	イオン モール 木更津	365	日	1,825.0 (5.0)	回	3.6	18.0	人	往61.0Km 復61.1Km	(平均) 61.0km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
合計			系統										往184.0km 復183.8km	183.8km									

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リナ ス))÷チ＝ ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用 がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適 用後のキロ 当たり経常 収益 ノーh=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ÷マ=f	
千葉	1	0	100.000%	95,055.7 km	31,254,314円	109円.08銭	0円.00銭	0円.00銭	109円.08銭	109円.08銭	9,471,876円	95,055.7km	99円.64銭	10,464,277円	95,055.7km	110円.08銭	11,183,344円	95,142.9 km	117円.54銭	10,368,675 円
千葉	2	0	100.000%	76,375.2 km	25,112,165円	138円.16銭	0円.00銭	0円.00銭	138円.16銭	138円.16銭	10,208,877円	77,130.2km	132円.35銭	10,805,405円	77,130.2km	140円.09銭	10,941,330円	77,028.6 km	142円.04銭	10,551,997 円
千葉	3	0	100.000%	69,381.1 km	22,812,505円	201円.44銭	0円.00銭	0円.00銭	201円.44銭	201円.44銭	14,036,246円	69,734.9km	201円.28銭	14,005,445円	69,734.9km	200円.83銭	14,069,809円	69,572.8 km	202円.23銭	13,976,128 円
千葉	4	0	100.000%	52,612.2 km	17,298,891円	212円.96銭	0円.00銭	0円.00銭	212円.96銭	212円.96銭	12,983,137円	62,741.5km	206円.93銭	12,942,809円	62,741.5km	206円.28銭	13,009,424円	57,643.6 km	225円.68銭	11,204,294 円
千葉	5	0	100.000%	128,875.2 km	42,374,165円	187円.10銭	0円.00銭	0円.00銭	187円.10銭	187円.10銭	27,641,791円	152,059.km	181円.78銭	27,871,247円	152,059.km	183円.29銭	27,003,031円	137,602.9 km	196円.23銭	24,112,549 円
千葉	6	0	100.000%	79,479.1 km	26,132,728円	142円.37銭	0円.00銭	0円.00銭	142円.37銭	142円.37銭	12,882,970円	89,367.8km	144円.15銭	12,728,367円	89,367.8km	142円.42銭	11,882,106円	84,534.4 km	140円.55銭	11,315,439 円
千葉	7	0	100.000%	104,716.8 km	34,430,883円	172円.86銭	0円.00銭	0円.00銭	172円.86銭	172円.86銭	15,369,120円	105,896.4km	145円.13銭	18,437,467円	106,397.4km	173円.28銭	21,160,436円	105,702.5 km	200円.18銭	18,101,346 円
千葉	8	0	100.000%	143,066.1 km	47,040,133円	219円.04銭	0円.00銭	0円.00銭	219円.04銭	219円.04銭	37,292,961円	176,912.7km	210円.79銭	39,135,706円	176,525.4km	221円.70銭	35,928,083円	159,931.8 km	224円.64銭	31,337,198 円
千葉	11	0	100.000%	222,796.0 km	73,255,324円	120円.04銭	0円.00銭	0円.00銭	120円.04銭	120円.04銭	27,940,770円	222,307.6km	125円.68銭	25,723,617円	222,307.6km	115円.71銭	26,438,183円	222,673.9 km	118円.73銭	26,744,431 円
合計				972,357.4 km	319,711,108円						167,827,748円	1,051,205.8 km		172,114,340円	1,051,319.5 km		171,615,746円	1,009,833.4 km		157,712,057 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヅ'＝ヅ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
千葉	1	0	20,885,639 円	14,064,441 円	14,064,441 円	14,064,441 円	14,064,441 円	5,409,400 円	5,409 千円	2,704.5 千円	20,885,639 円	18,181,139 円
千葉	2	0	14,560,168 円	11,300,474 円	11,300,474 円	11,300,474 円	11,300,474 円	4708530 円	4,708 千円	2,354.0 千円	14,560,168 円	12,206,168 円
千葉	3	0	8,836,377 円	10,265,627 円	8,836,377 円	8,836,377 円	8,836,377 円	5522735 円	5,522 千円	2,761.0 千円	8,836,377 円	6,075,377 円
千葉	4	0	6,094,597 円	7,784,500 円	6,094,597 円	6,094,597 円	6,094,597 円	4252044 円	4,252 千円	2,126.0 千円	6,094,597 円	3,968,597 円
千葉	5	0	18,261,616 円	19,068,374 円	18,261,616 円	18,261,616 円	18,261,616 円	10870009 円	10,870 千円	5,435.0 千円	18,261,616 円	12,826,616 円
千葉	6	0	14,817,289 円	11,759,727 円	11,759,727 円	11,759,727 円	11,759,727 円	5345330 円	5,345 千円	2,672.5 千円	14,817,289 円	12,144,789 円
千葉	7	0	16,329,537 円	15,493,897 円	15,493,897 円	15,493,897 円	15,493,897 円	10564020 円	10,564 千円	5,282.0 千円	16,329,537 円	11,047,537 円
千葉	8	0	15,702,935 円	21,168,059 円	15,702,935 円	15,702,935 円	15,702,935 円	12172817 円	12,172 千円	6,086.0 千円	15,702,935 円	9,616,935 円
千葉	11	0	46,510,893 円	32,964,895 円	32,964,895 円	32,964,895 円	32,964,895 円	19778937 円	19,778 千円	9,889.0 千円	46,510,893 円	36,621,893 円
合計			161,999,051 円	143,869,994 円	134,478,959 円	134,478,959 円	134,478,959 円	78,623,822 円	78,620 千円	39,310 千円	161,999,051 円	122,689,051 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0	2,704,500円	14.9%	6,821,198円	37.5%		0.0%	8,655,441円	47.6%	
千葉	2	0	2,354,000円	19.3%	3,259,694円	26.7%		0.0%	6,592,474円	54.0%	
千葉	3	0	2,761,000円	45.4%	0円	0.0%		0.0%	3,314,377円	54.6%	
千葉	4	0	2,126,000円	53.6%	0円	0.0%		0.0%	1,842,597円	46.4%	
千葉	5	0	5,435,000円	42.4%	0円	0.0%		0.0%	7,391,616円	57.6%	
千葉	6	0	2,672,500円	22.0%	3,057,562円	25.2%		0.0%	6,414,727円	52.8%	
千葉	7	0	5,282,000円	47.8%	835,640円	7.6%		0.0%	4,929,897円	44.6%	
千葉	8	0	6,086,000円	63.3%	0円	0.0%		0.0%	3,530,935円	36.7%	
千葉	11	0	9,889,000円	27.0%	13,545,998円	37.0%		0.0%	13,186,895円	36.0%	
合計			39,310,000円	32.0%	27,520,092円	22.4%	0円	0.0%	55,858,959円	45.5%	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。

10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

20.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表４ 別表１の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
千葉県	君津郡市	君津市	京葉工業地帯の一翼を担う鉄鋼業を中心とする工場が立地し、産業都市として発展している。また、内房線快速の発着駅である君津駅を中心に市街地が形成されている。 医療機関（総合病院等）：玄々堂君津病院ほか 公共施設（学校等）：上総高等学校ほか 商業施設：イオンタウンほか

君津分科会 継続協議 日東交通(株) 馬来田線



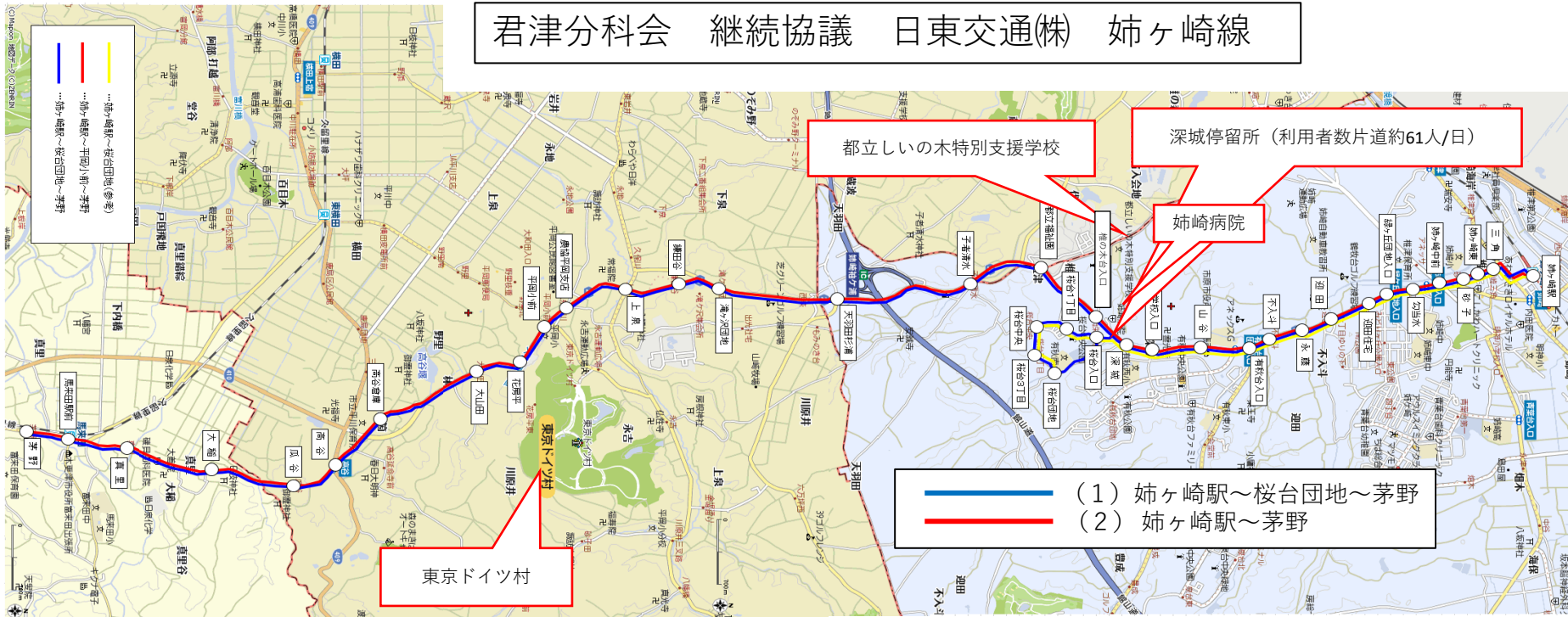
君津分科会 継続協議 日東交通(株) 三島線

君津特別支援学校（利用者数片道約7人/日）

君津中央病院（利用者数片道約50人/日）

ジョイフル本田

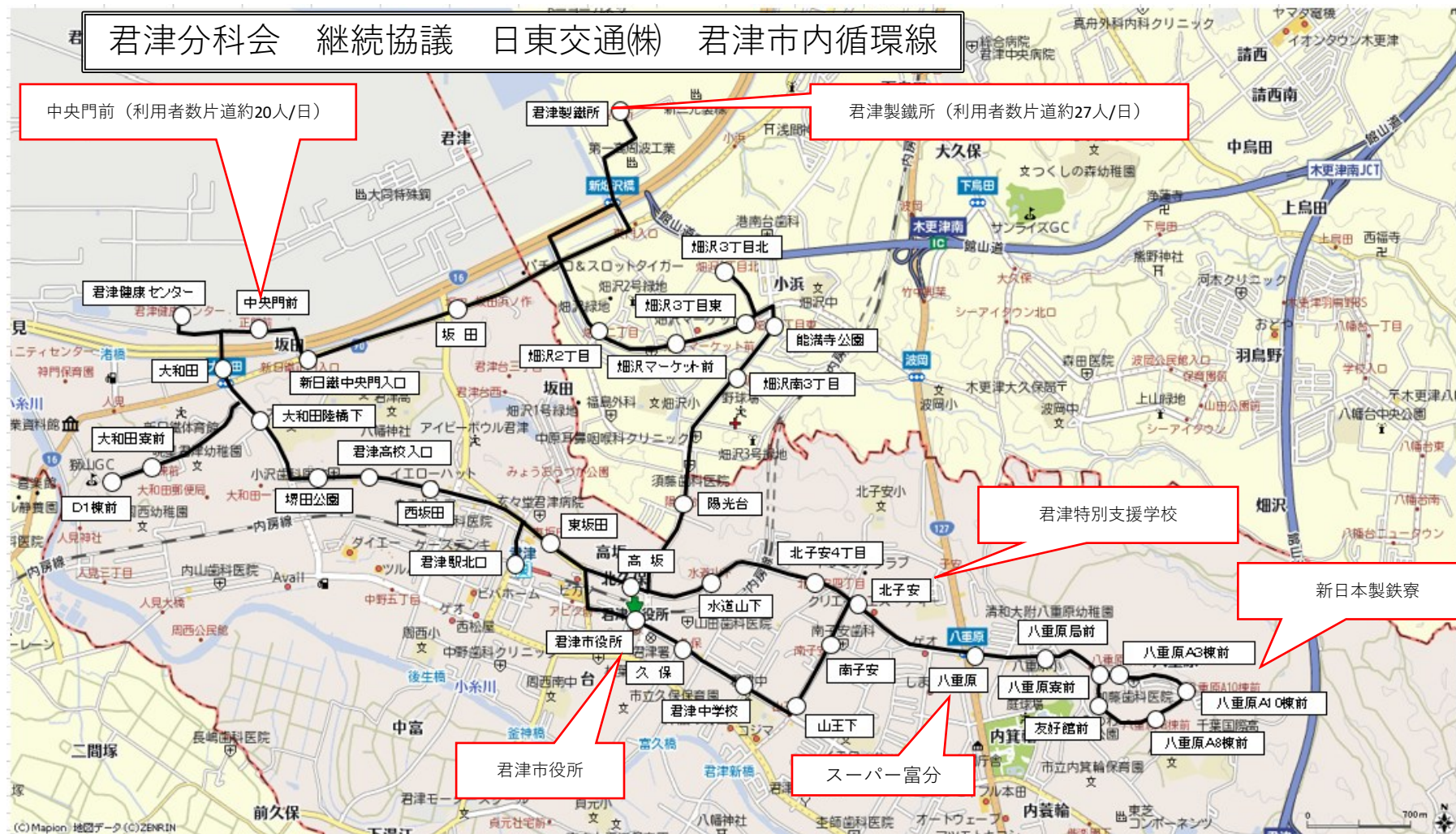
君津分科会 継続協議 日東交通(株) 姉ヶ崎線



君津分科会 継続協議 日東交通(株) 君津市内循環線

中央門前（利用者数片道約20人/日）

君津製鐵所（利用者数片道約27人/日）



君津特別支援学校

新日本製鉄寮

君津市役所

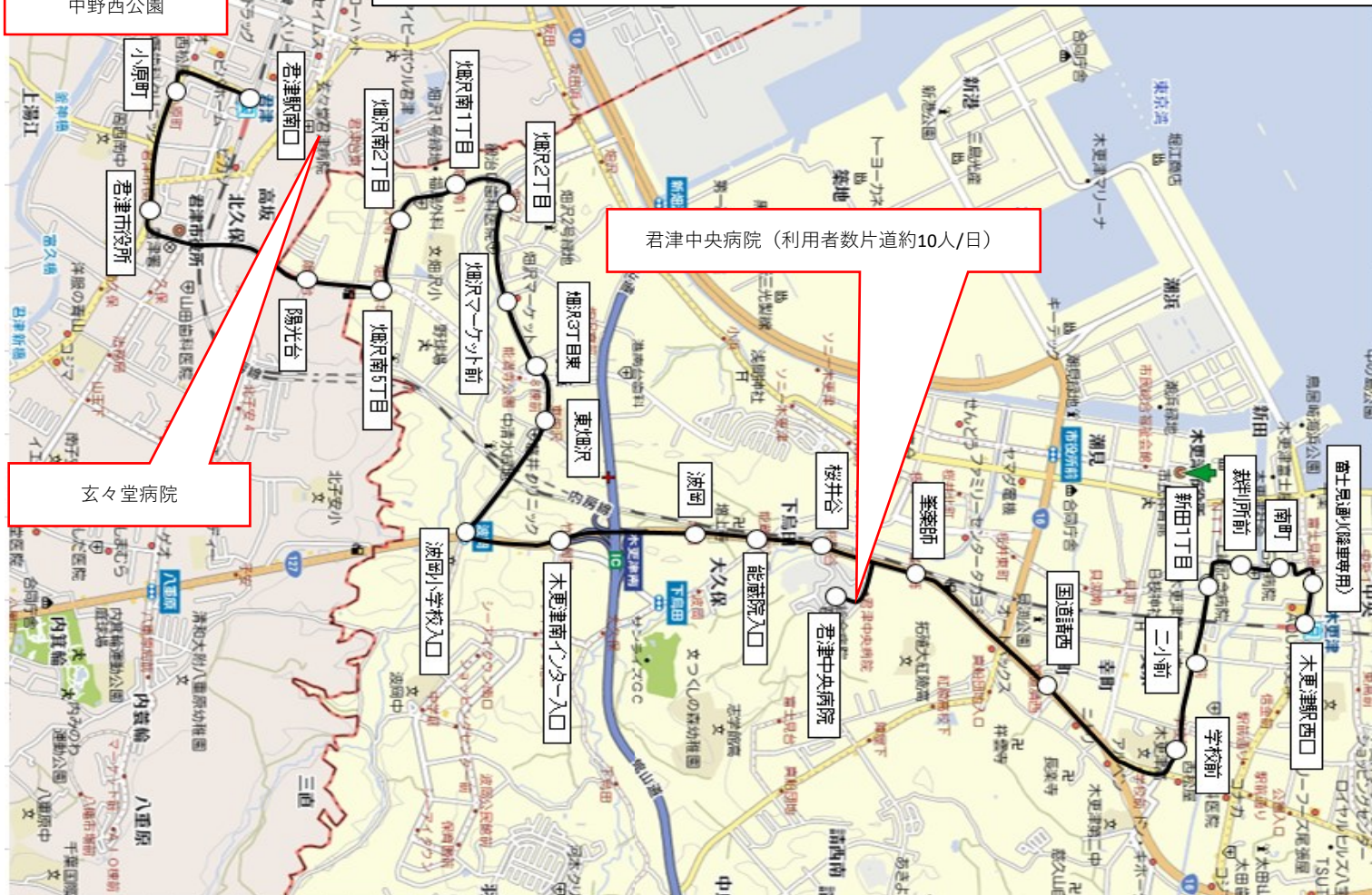
スーパー富分

君津分科会 継続協議 日東交通(株) 畑沢線

イオンタウン君津
中野西公園

君津中央病院（利用者数片道約10人/日）

玄々堂病院



君津分科会 継続協議 日東交通(株) 高倉アカデミア線

木更津自動車教習所

高倉観音

クルックフィールズ入口

パーク内全体（利用者数片道約29人/日）

君津分科会 継続協議 日東交通(株) 富津線



令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

令和 7 年 5 月 日

(名称) 木更津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木更津市内の公共交通網は、木更津駅を中心に放射状にネットワークが広がっており、これまでは、利用者にとって利便性の高い交通手段として、通勤・通学・買物などに多く利用されてきましたが、自家用車の普及、幹線道路網の整備、郊外における商業施設の集積などにより、バス路線によっては利用者が減少傾向となっている。

そのような中、市内東部の富来田地区においては、路線バスが走行していない地域の存在や、乗車密度が希薄で効率的でない運行形態となっていることから、地域の需要に合った公共交通を整備するため、令和 2 年 7 月から地域住民により「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」が開始され、1 年間の実証運行を経て、令和 3 年 7 月から一部運行内容を見直し、本格運行へ移行した。

また、令和 5 年 3 月に策定した「木更津市地域公共交通計画」においては、既存の路線バス利用者の移動ニーズは満たしつつも、路線バスの運行効率を上げるために、商業施設等の拠点をネットワークするバス路線網の再構築を目指すこととしていることから、令和 7 年 10 月に路線バス「太田循環線」の延伸・再編を行い、商業施設等の生活拠点へのアクセス性の向上を図る。

上記の取組により木更津市の公共交通ネットワークを確保するためには、地域公共交通確保維持事業を活用し、「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」および、路線バス「太田循環線」の安定的な運行を確保・維持することで、買い物や通院などの地域住民の日常生活の交通の手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」

ア. 計画目標指標：木更津市地域公共交通計画における新たな交通システムの導入】

- ・市内において交通不便地域の解消に向けた移動手段の確保のため、地域主体による新たな交通システムの導入を促進し、令和 12 年度までに 5 地区の導入を目指す。

※出典：木更津市地域公共交通計画 72 ページ「計画目標③新たな交通システムの導入」
85 ページ「5.1.1 各事業の評価指標」

イ. 富来田地区自家用有償旅客運送の定量的な目標

- ・1 日延べ 7 名程度の利用を目標に運行し、月延べ 45 名の利用を目指す。
- ・前年度比 1 %以上の収支率の増加を目指す。

②「太田循環線」

ア. 計画目標指標：路線バスの利用者数

- ・バス路線等の再編や、拠点における円滑な接続により持続可能な路線バスのネットワークの構築を目指し、令和 12 年度の路線バスの利用者数の目標を 258 万人とする。

※出典：木更津市地域公共交通計画 68～71 ページ「計画目標②路線バスの再編等」
85 ページ「5.1.1 各事業の評価指標」

イ. 太田循環線の定量的な目標 ・ 年間の 1 日当り乗車人数 50 人/日 ・ 前年度比 1 %以上の収支率の増加を目指す。
(2) 事業の効果
・ 「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」および、路線バス「太田循環線」を維持することにより、富来田地区の住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、鉄道や路線バスなど幹線交通に接続することによって、住民の移動の幅が広がり、特に高齢者の買い物・通院が容易になるなど、外出促進及び地域の活性化に繋がる。 ※出典：木更津市地域公共交通計画 62, 63 ページ「3. 1. 5 現状の路線バス等の必要性・有効性」
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」 ・ 運行主体と市が定期的に会議を開催し、利用状況や移動需要を踏まえた利用促進策や運行内容の検討を行い、必要に応じて随時見直しを行い、地域の需要に合わせた運行を目指す。（富来田地区まちづくり協議会、木更津市） ・ 利用登録者に対し定期的にお知らせを送付し、継続的な利用を促す。（富来田地区まちづくり協議会） ・ また、当運行について公民館だよりによる自治会への周知や利用者による近隣住民への口コミにより、新たな利用者の増加を図る。（利用者、富来田地区まちづくり協議会） ※出典：木更津市地域公共交通計画 72 ページ「計画目標③新たな交通システムの導入」 ②「太田循環線」 ・ バス事業者は、乗継しやすいダイヤ設定を検討し、情報を表示します。（日東交通株） ・ バス事業者は、商業施設などの拠点で路線を乗継ぐよう見直す場合等においては、利用者の運賃負担が増えないよう、乗継割引制度の導入を検討し実施します。（日東交通株） ※出典：木更津市地域公共交通計画 68～71 ページ「計画目標②路線バスの再編等」
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」 ・ 運行経費から運送収入および国庫補助額を差し引いた差額の一部を、木更津市から運行事業者（富来田地区まちづくり協議会）へ補助することとしている。 （運行経費見込み）1, 543, 000 円／年 人件費、ガソリン代、通信費、自動車保険料、車両点検費等 （運行事業者負担額見込み）510, 000 円／年 （国庫補助額見込み）516, 000 円／年 （市補助額見込み） 517, 000 円／年 ②「太田循環線」 ・ 運行経費から運送収入および国庫補助額を差し引いた差額の一部を、木更津市から運行事業者へ補助することとしている。

(運行経費見込み) 20,000,000 円／年 (運行事業者負担額見込み) 17,000,000 円／年 (国庫補助額見込み) 1,500,000 円／年 (市補助額見込み) 1,500,000 円／年
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行日数や運行内容に関する実績・情報を、地域公共交通活性化協議会の事務局である市に報告。 ・運行事業者と市による定期的な打合せの実施。 ・運行状況や実績について、地域公共交通活性化協議会で報告。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
開催状況 ・ 令和5年度 書面開催 決議日：令和5年6月16日決議 内 容：令和6年度地域公共交通確保維持事業の認定申請について承認 第1回 開催日：令和5年7月7日（金） 議 題：富来田地区自家用有償旅客運送の運行内容（目的地）変更について 第2回（書面開催） 決議日：令和6年1月26日決議 議 題：木更津市地域公共交通網形成計画最終評価について ・ 令和6年度 第1回 開催日：令和6年6月27日（木） 議 題：令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について ※計画全体について合意 第2回 開催日：令和7年1月15日（水） 議 題：木更津市地域公共交通計画の事業評価について 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

・ 令和 7 年度

第 1 回 開催日：令和 7 年 5 月 2 1 日（水）

議 題：地域公共交通計画の変更について

令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

19. 利用者等の意見の反映状況

①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」

- ・ 利用者やその家族からは現在の運行について満足という声が上がっている。

しかしながら、利用者の需要は個人、家庭、社会などの状況とともに変化するものであるため、運行者が利用者を対象に個別にヒアリングを実施して地域の需要を確認し、必要に応じて運行内容を見直し、持続可能な運行を図るため、運行主体と市が定期的に会議を開催して情報共有と改善を図ることを、目標の達成するために行う事業に組み込んでいる。

②「太田循環線」

- ・ 運行事業者が乗降調査を実施し利用実態を確認し、必要に応じて運行内容を見直し、持続可能な運行を図る。また、運行主体と市が定期的に情報共有を行う。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県木更津市富士見 1－2－1

（所 属）木更津市企画部地域政策室

（氏 名）深野 敦嗣

（電 話）0 4 3 8－2 3－7 4 2 6

（e-mail）chiiki@city.kisarazu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

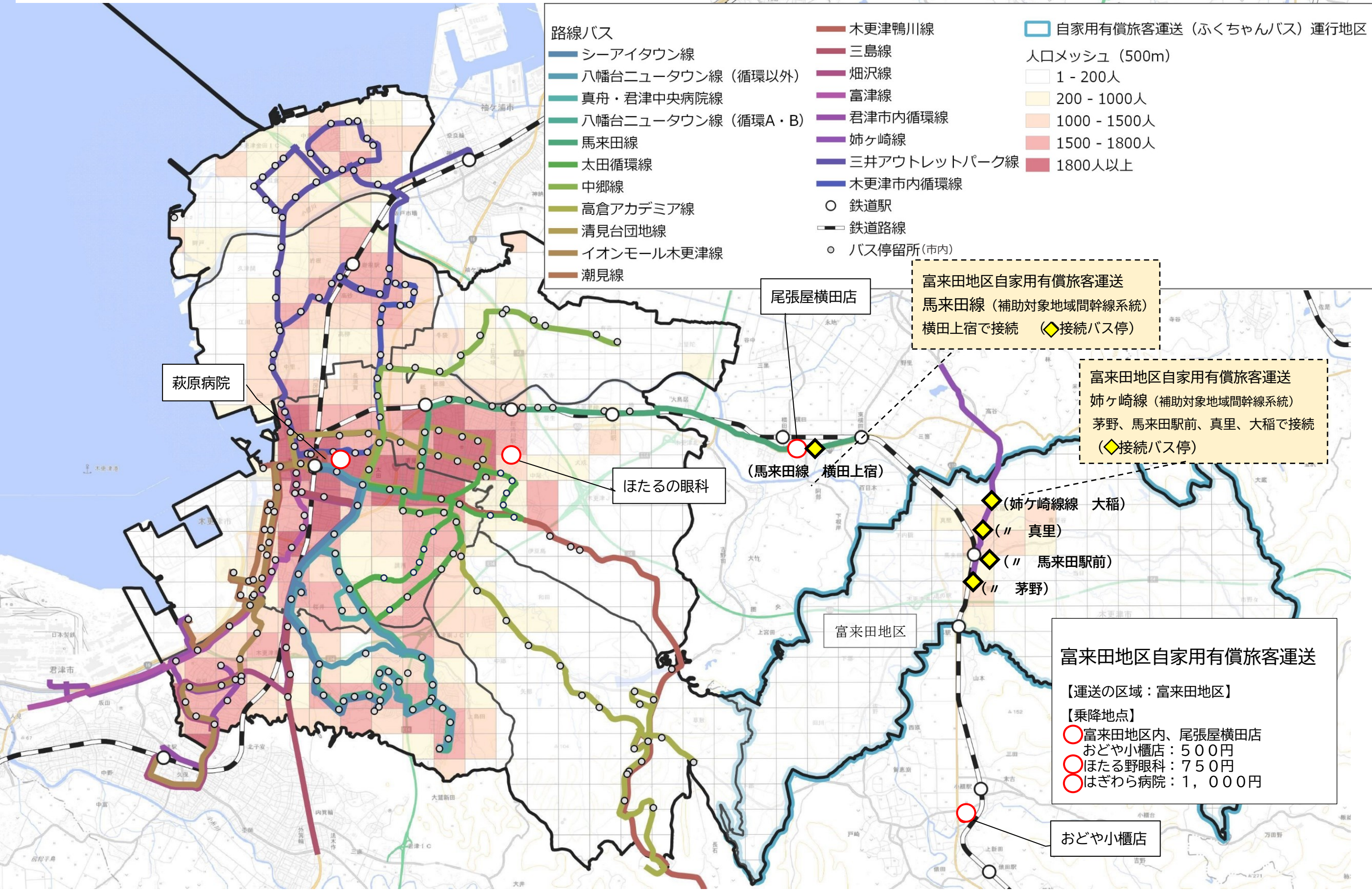
令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
木更津市	富来田地区 まちづくり協議会	(1) ふくちゃんバス		富来田 地区		往 km 復 km	80日	344回			区域運行	①	以下の通り補助対象地 域間幹線系統と接続 ・茅野、馬来田駅前、真 里、大稲(姉ヶ崎線) ・横田上宿(馬来田線)	③
	日東交通(株)	(2) 太田循環線	木更 津駅 東口	アピタ 木更 津店	木更 津駅 東口	15.77 km 循環	365日	1,825回			路線定期運 行	①	以下の通り補助対象地 域間幹線系統と接続 ・木更津駅東口、信金 前、駅前通り、恋の森、 太田、東太田郵便局(高 倉アカデミア線) ・木更津総合高校、ほと る野、伊豆島(木更津鴨 川線)	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1（別添） （1）富来田地区自家用有償旅客運送の運行系統概要



(2) 富来田地区自家用有償旅客運送の運行内容

1. 法的な位置づけ	自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条第 2 項）
2. 利用対象者	富来田地区在住者で事前登録をした方
3. 運行区域	富来田地区全域
4. 乗降地点	尾張屋横田店、おどや小櫃店、ほたるの眼科、はぎわら病院 ※乗降地点相互の移動は不可
5. 予約日	利用週の月曜日 ※電話にて予約
6. 運行日	水曜日、金曜日 ※ただし、年末年始及び月に 1 週、運転手の健康管理のため計画運休を行う。 $(52 \text{ 週} / \text{年} \times 2 \text{ 日} / \text{週}) - (2 \text{ 日} \times 12 \text{ 月}) = 80 \text{ 日} / \text{年}$ 運行
7. 運行便数	4.3 便／日 ※ただし、予約の状況によって変動あり。
8. 運行形態	予約（デマンド）による区域運行型輸送サービス
9. 運行時間帯	概ね午前 9 時から午後 4 時で設定 ※ただし、通院の時間帯によっては可能な範囲で早朝便を運行。
10. 乗降方式	自宅から目的地へのドア・トゥ・ドア

(3)太田循環線の運行系統概要

太田循環線線（新系統）ルート図

A回り：東口～太田～ほたる野①～アピタ～清見台②～請西東③～真舟～請西東④～請西⑤～太田～東口

B回り：東口～太田～請西⑤～請西東④～真舟～請西東③～清見台②～アピタ～ほたる野①～太田～東口

井口程：15.77 km

■は補助対象地域間幹線系統（高倉アカデミア線、木更津鴨川線）と接続するバス停

高倉アカデミア線との接続：木更津駅東口、信金前、駅前通り、恋の森、東太田郵便局

木更津鴨川線：木更津総合高校前、ほたる野、伊豆島



富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送の

運行回数の算出根拠について

1. 運行期間

令和5年10月1日～令和6年9月30日

2. 運行状況

運行日数 124日

運行便数 542便

3. 運行回数

運行便数／運行日数＝4.3回（小数点第2位以下切り捨て）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	木更津市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,854
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
木更津市地域公共交通計画	令和5年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表 5（別添）人口集中地区以外の地区を示す地図

